

日本語教育実態調査 よくある質問

No	分類	関連する設問	質問	回答
1	回答者について	－	調査票が地方公共団体(首長部局)と教育委員会に各1部届いたのですが、それぞれに回答する必要はありますか。	調査票は、地方公共団体（首長部局）と教育委員会に各1部送付させていただいており、主催している事業に関して、それぞれに御回答をお願いいたします。（重複のないように御回答ください。）
2		－	地方公共団体と、地方公共団体が日本語教室の運営を委託している団体それぞれに調査票が届きました。どのように回答すれば良いですか。	日本語教育に関連する事業を直接実施している団体から御回答をお願いいたします。 ※委託者が地方公共団体だけでなく、教育委員会、国際交流協会の場合も同様です。
3		－	調査票が、大学本部ではなく学部の別の窓口が届いていたため対応が遅れ、期限までの提出ができません。また、本学では調査関連の対応は大学本部が統括しており学部にも送られても困ります。	大変申し訳ありませんが、大学本部に調査票を転送いただくことは可能でしょうか。難しい場合はご対応いただける部署の連絡先をお教えください。事務局より調査票を送付いたします。また、次年度はお教えいただいた部署に御依頼するようにします。
4		－	複数の日本語学校（法務省告示機関）を運営しているのですが、まとめて回答する必要がありますか。	同一の設置者であっても、異なる法務省告示機関として複数ある場合は、それぞれの機関から御回答ください。
5		－	大学内において、複数の学部で日本語教育を行っています。どのように回答すればよいでしょうか。	大学等機関においては、複数の学部で日本語教育を行っている場合は、1大学として、該当の学部分まとめて御回答ください。 なお、日本語教師養成・研修についても同様に、まとめて御回答ください。
6	回答期限について	－	回答できるのが締切日後になってしまいます。それでも提出する必要がありますか。	事務局に回答が遅れる旨を御連絡いただいた上で、回答への御協力をお願いいたします。
7	調査対象について	全般	小さなボランティア団体でも調査対象となりますか。	規模に関わらず調査対象となりますので、回答への御協力をお願いいたします。
8		全般	日本語教育に関する事業がない場合でも回答は必要ですか。	「日本語教育実態調査」は、日本語教育に関する事業が実施されていないことも含め、日本語教育の状況について把握することを目的としています。そのため、日本語教育に関連する事業の実施がない場合も調査票の問1－1から問2－2まで御回答いただき御返送ください。

9		全般	市区町村です。地域の学校に外国人留学生等が入学した場合に日本語教師を派遣しています。 この場合は、調査の対象として回答が必要ですか。	学校教育の一環としての教師派遣の場合は、本調査の対象外となります。 また、日本語教室等の日本語教育の取組（授業）を主催しておらず、教師の派遣のみの場合、その派遣元は対象外となります。 しかし、例えば外国人留学生が土日に地域の日本語教室に通っている場合で、その日本語教室等の日本語教育の取組（講座、授業等）を主催している団体等は対象となります。
10	質問項目について	問 2 - 2	都道府県です。 日本語教室が設置されていない市区町村について、都道府県全域について把握はできていないものの、一部の市区町村については把握できています。そのような場合、どのように回答したら良いですか。	より実態に近い御回答を選択してください。 また、把握できている市区町村があれば、ご記入ください。
11		問 4 - 1	雇用契約を結ばず、謝金をお支払いしている方は「常勤による者」、「非常勤による者」という枠にはまらないので「ボランティア」を選んで良いですか。	「日本語教育実態調査」では、「ボランティアによる者」とは交通費以外の報酬を受けない方と定義しています。報酬をお支払いしている場合は、「ボランティアによる者」には該当しません。
12		問 4 - 1	「日本語教師等数」にボランティアは含まれるのでしょうか。	「日本語教師等」は、有償・無償に関わらず、日本語指導を行う方のことを指しています。そのため、ボランティアであっても、日本語指導を行っている場合は、日本語教師等数に含めて御回答ください。
13		問 5 - 1	学習者の出身国について、複数の国籍を持つ場合はどのように記入しますか。	別表の「国・地域名」の一覧表に「○複数の国籍を持つ（900）」がありますので、900番を御回答ください。
14		問 5 - 1	日本語学習者数に小学生、中学生は含まれるのでしょうか。	初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育の場合は対象外ですが、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育の受講者である場合は小学生・中学生も対象となります。
15		問 5 - 1	この調査の回答において小学生、中学生、高校生を区別する必要はありますか。	区別する必要はありません。

16		問 5 - 1	前期と後期では、学習者数が異なるのですが、どう回答したらいいですか。	調査基準日である令和6年11月1日時点の学習者数を御回答ください。
17		問 7 - 1	本学では、大学の主専攻として日本語教師養成課程を実施していますが、問 7 - 1「文化庁届出受理日本語教師養成実施機関」については回答しなくても良いですか。	民間の養成講座など、420単位時間以上の日本語教育に関する研修を行う日本語教師養成実施機関として文化庁に届出をしていた機関・団体は「該当する」を選択ください。 ※新設のための届出は令和5年12月に終了しています。 それ以外の大学等で日本語教師養成課程を開設している機関については、「該当しない」を選択してください。